

羽村市地域防災計画（令和8年修正案）の概要

1 計画の根拠

羽村市地域防災計画は、災害対策基本法第42条の規定に基づき、羽村市防災会議が作成する計画です。羽村市、東京都及び関係防災機関がその有する全機能を有効に発揮して、市の地域における災害予防、災害応急対策及び災害復旧を実施することにより、市の地域並びに市民の生命、身体及び財産を災害から保護するために作成するものです。

2 修正の目的

東京都地域防災計画火山編（令和7年修正）との整合性を図るとともに、火山災害対策について修正をすることで、市の火山災害に対する防災体制の強化を図るものです。

3 主な修正内容

- ①国の降灰対策検討の概要の追加
- ②東京都の噴火降灰対策の前提の追加
- ③目指すべき到達目標の設定
- ④現状・課題の追加
- ⑤対策の方向性の設定
- ⑥避難の方向性と基準の追加

4 計画の構成及び修正箇所

第1部	総 則	修正なし
第2部	震災対策	修正なし
第3部	災害（震災）復興計画	修正なし
第4部	南海トラフ地震防災対策	修正なし
第5部	風水害対策	修正なし
第6部	その他災害対策 第1章、第2章	修正なし
	第3章	修正あり
資料編		修正なし

5 体系比較（第6部 その他災害対策 第3章 火山災害対策）

現行体系	修正案（赤字：追加項目）
第1節 基本方針 1 被害想定 2 市民の意識啓発 3 平常時からの備え	第1節 基本方針 1 国の降灰対策検討の概要 （1）ハザードマップの検討経緯 （2）大規模噴火時の広域降灰対策検討ワーキンググループ （3）首都圏における広域降灰対策検討会 2 東京都の噴火降灰対策の前提 （1）対策の前提 （2）広域降灰WGの想定結果 （3）想定される影響 3 市の目指すべき到達目標の設定 4 現状・課題 （1）降灰対策の現状 （2）課題 5 対策の方向性 6 市民の意識啓発 7 平常時からの備え （1）市民等 （2）市
第2節 情報の収集及び伝達 1 情報連絡態勢 2 連絡系統 3 気象庁が発表する火山に関する情報 （1）噴火警報等 （2）噴火警戒レベル （3）降灰予報 （4）降灰量階級表 （5）その他の情報	第2節 情報の収集及び伝達 1 情報連絡態勢 2 連絡系統 3 気象庁が発表する火山に関する情報 （1）噴火警報等 （2）噴火警戒レベル （3）降灰予報 （4）降灰量階級表 （5）その他の情報
第3節 応急活動体制 1 災害時の応急活動体制 2 火山灰の除去、収集・運搬及び処分 （1）除去 （2）収集・運搬 （3）処分 3 避難対策 4 救援・救護 5 避難行動要支援者等の安全対策 6 市民への広報・健康相談 7 応援協力・派遣要請 8 その他の応急活動体制	第3節 応急活動体制 1 災害時の応急活動体制 2 火山灰の除去、収集・運搬及び処分 （1）除去 （2）収集・運搬 （3）処分 3 避難対策 （1）避難の方向性 （2）避難の基準 4 救援・救護 5 避難行動要支援者等の安全対策 6 市民への広報・健康相談 7 応援協力・派遣要請 8 その他の応急活動体制